

第5章 配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査，予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の手法を表 5-1 に示す。

計画段階配慮事項に係る調査は，既存資料に基づき表 5-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し，図 5-1 に調査の結果として記載した。予測では，表 5-3 に回避の状況を記載し，環境の状況の変化を把握した。

複数案のルート設定にあたっては，空港が近接していることから，航空法による高さ制限など航空機の安全な運航に配慮するとともに，事業効果及び環境，災害などの道路整備による影響等を踏まえて総合的に比較検討し，表 5-2 及び図 5-1 に示すルートを選定した。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は，表 5-3 に示すとおりである。

道路を計画する際に重視すべきであると住民等が考えている騒音，大気質については，案 1（高架案），案 3（迂回案）よりも，案 2（トンネル案）の方が影響を与える可能性は小さいと評価する。

動物については全ての案で影響の可能性があると評価する。

植物，生態系については全ての案で影響を与える可能性は小さいと評価する。

そこで，具体的なルートの位置や道路構造等を決定する段階においては，出来る限り住居や動物の重要な生息地等に配慮して計画する。

なお，各検討対象について，回避が困難又は，必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には，今後の環境影響評価の中で調査，予測及び評価を行い，必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音	住居系土地利用等※ ¹	既存資料を用いて把握する方法	住居系土地利用と複数案との位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は低減の状況を比較・整理する方法
動物	重要な種の生息地※ ²	既存資料を用いて把握する方法	重要な種の生息地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
植物	重要な種・群落の生育地※ ³	既存資料を用いて把握する方法	重要な種・群落の生育地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
生態系	生態系の保全上重要であり、まとまって存在する自然環境※ ⁴	既存資料を用いて把握する方法	まとまって存在する自然環境と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法

注) 住居系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図5-1に示す。

住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。

※1) 住居系土地利用等の既存資料調査：「平成22年度国勢調査」（総務省），「福岡都市計画総括図」（平成27年3月），「平成27年度教育便覧」（平成27年），「幼稚園を探そう」（平成27年），「社会福祉手帳」（平成27年），「福岡県病院名鑑」（平成27年），「福岡市都市計画基礎調査」（平成24年）

※2) 重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年）

※3) 重要な種・群落の生育地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年），「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」（平成12年）

※4) まとまって存在する自然環境の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年3月）

表 5-2 複数案の概要

複数案		ルートの概要	
既存道路の活用案	案1（高架案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点を高架橋で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港口交差点について，高架橋で立体交差 ※ただし，高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。	延長約2 km
	案2（トンネル案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点をトンネルで立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港口交差点について，トンネルで立体交差	延長約2.5 km
迂回案	案3（迂回案）	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら，国道3号を高架橋で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 高架橋が空港から離れることで，案1と比べ，高さ制限と道路空間との離隔を確保できる	延長約2.5 km

表 5-3 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	案1	案2	案3
大気質	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、既存道路空間の活用及びトンネル化により、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。
騒音	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、一部トンネル化により、騒音の影響は回避するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。
動物	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。
植物	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。
生態系	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

注) 住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。
 重要な動物：オオヨシキリ，メダカを示す。
 まとまって存在する自然環境：風致地区，特別緑地保全地区を示す。

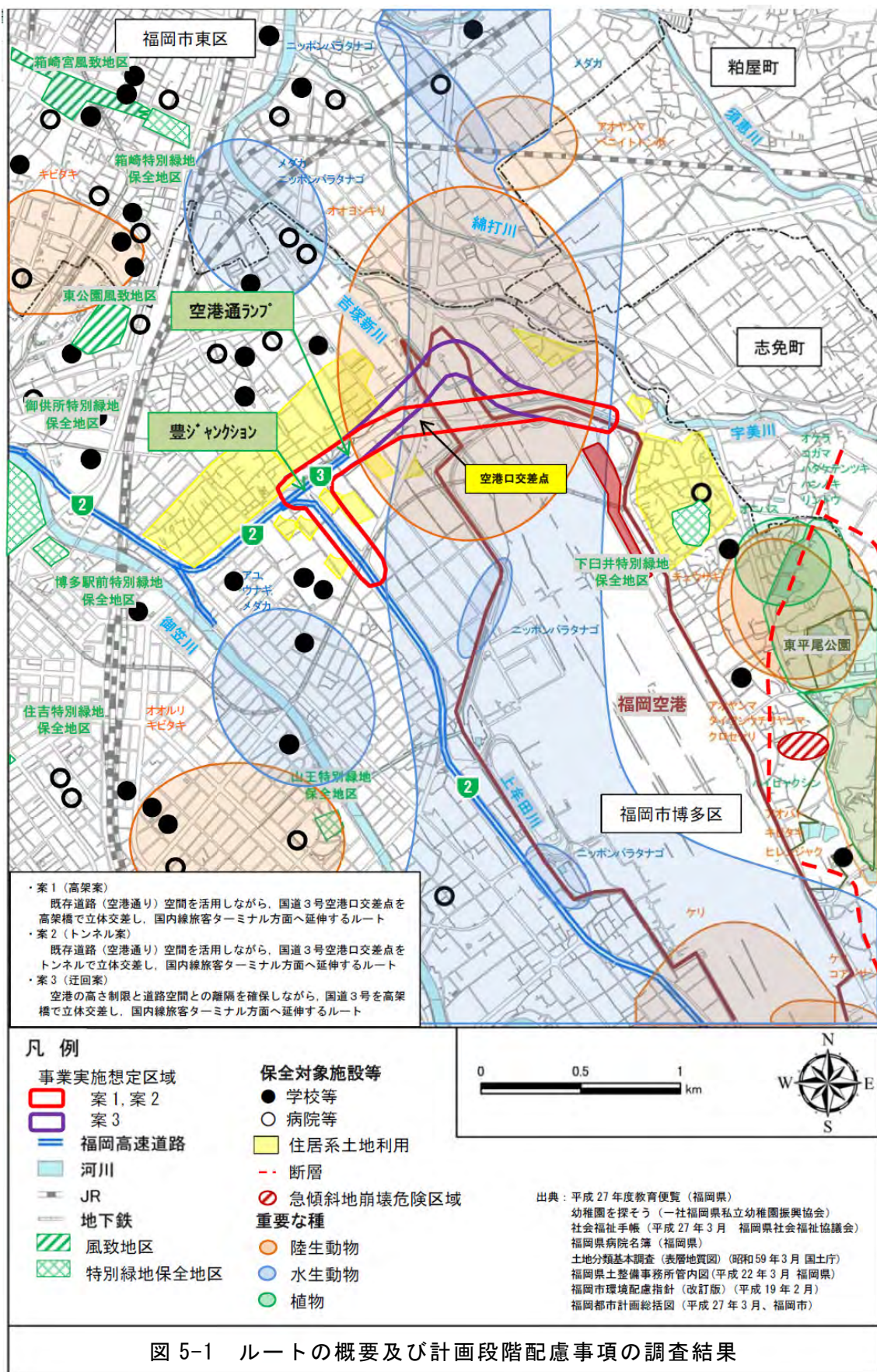


図 5-1 ルートの概要及び計画段階配慮事項の調査結果

第 6 章 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 3 条の 6 に基づき、（仮称）福岡都市計画道路 1・4・3 号都市高速道路 3 号線延伸事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について国土交通大臣の意見が、平成 27 年 12 月 11 日に述べられた。

配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解は表 6-1 のとおりである。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
1. 対象事業実施区域の設定	
今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下①～④の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、豊ジャンクション周辺は、以下①及び②が集中して立地している区域に隣接することから、十分配慮すること。 ①学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会福祉施設等を含む。） ②住居 ③重要な動物の生息地 ④大井中央公園、榎田中央公園	都市計画対象道路事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる区域について、実行可能な範囲内で回避又は低減している。 また、今後の詳細なルートや構造の検討に当たっても、環境の保全上重要と考えられる区域について実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
2. 環境影響評価の項目の選定	
設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の 1. ①～④の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。	環境影響評価の項目の選定に当たっては、事業特性及び設定した都市計画対象事業実施区域又はその周囲における重要な保全対象などの地域特性を考慮し、適切に選定した。
3. 各論	
今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の 2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。	ルート・構造の検討において、概略計画（ルート）については、市民意見等聴取結果、福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書の意見を勘案しつつ、複数案の比較評価について、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に判断し、トンネル案を採用した。 また、今後の詳細なルートや構造の検討並びに方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について留意することとし、各項目で整理した。

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
(1) 大気質 本ルート周辺の地域は、近年、浮遊粒子状物質が環境基準を達成しない状況が確認されており、本事業の実施に伴うルート帯及びその周辺に立地する住居等の保全対象（以下「ルート帯周辺の保全対象」という。）への自動車排気ガスの影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 （i）ルートの複数案 迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ii）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口や換気塔を設置する場合はその周辺における保全対象への自動車排気ガスの影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車排気ガスの影響についても留意する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。
(2) 騒音 本ルート帯及びその周辺の地域は、自動車騒音が環境基準を超過している等、複数の騒音発生源により生活環境が悪化している地域であり、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、当該ルート帯及びその周辺の地域の自動車騒音の影響を効果的に回避・低減できるよう、適切な環境保全措置を検討すること。 （i）ルートの複数案 迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ii）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口周辺における保全対象への自動車騒音の影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響についても留意する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。

表 6-1 (3) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 地下水・地盤	
本ルート帯及びその周辺の地域は、地下水位が高く、比較的軟弱な地盤が分布している可能性があり、トンネル案を採用する場合は、トンネル工事及び地下構造物の設置に伴う地下水・地盤への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地下水環境への影響に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて、当該ルート帯及びその周辺の地域における地質及び地下水位等を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、地下水環境への影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。
(4) 動物	
本ルート帯及びその周辺の地域には、ニッポンバラタナゴ等の希少な淡水魚等が生息している可能性があり、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 また、今後の調査でニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は、本事業の実施に伴う当該種の繁殖環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、専門家等からの助言を踏まえて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。 なお、ニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえて、調査、予測及び評価を行う。
(5) 廃棄物等	
本ルート帯及びその周辺の地域は、市街地が形成され、住居系の利用地域が近接しており、本事業の実施に伴う発生土等による周辺環境への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、発生土量の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、周辺環境に配慮するための適切な環境保全措置を検討すること。 また、発生土の仮置き場を設置する場合は、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、住民の生活環境への影響に配慮し、レクリエーション利用の場、土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、発生土量の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。 さらに、発生土の仮置き場の設置については、必要に応じ、今後検討する。

第 7 章 配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見及び都市計画決定権者の見解

7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見及び都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成 27 年 9 月 17 日～10 月 16 日）と都市計画決定権者の見解を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
大気質, 騒音	・車の排気が発生する為に緑を多くしてもらいたい。 ・騒音対策等を検討してほしい。 ・住宅への騒音や排気ガスなどの影響を配慮すべき。 他 12 件	本事業の目的を勘案しながら、大気質等の生活環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、既存の住居等の配置について、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
動物, 植物, 生態系	・自然環境への影響を考えてほしい。 ・自然環境の向上に繋がるような道路を望む。	本事業の目的を勘案しながら、動物等の自然環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、現地調査等を行い、重要な種の分布を把握し、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
その他	・騒音・振動・排ガスなどの問題が出てくるのは必至なので、くれぐれも周囲の住民の意見を尊重してほしい。 ・地下鉄空港線のトンネル建設に伴い、福岡空港周辺の環境が悪化したのであれば、その内容について配慮してほしい。 ・近隣の都市化が進み、自然環境を危惧。自然と都市化の住み分けに重点をおいていただきたい。 ・景観への影響を考えてほしい。 ・これからの福岡の国内、海外との利便性のためには空港および周辺の整備は必要であり、環境や景観等はある程度譲歩すべき。 ・周辺環境への配慮。空港利用者のためだけにならないように。 ・遺跡の保存を行ってほしい。 他 4 件	本事業の目的を勘案しながら、ご意見の内容に必要なに応じて配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、ご意見の内容について、必要なに応じて配慮して検討を進める。

7.2 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される同法第3条の7に基づき、配慮書について関係する行政機関の意見を求め、福岡市長の意見が、平成27年11月9日に述べられた。

配慮書について関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解は表7-2-1のとおりである。

表7-2-1(1) 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項	
事業実施想定区域の周辺は、博多駅と福岡空港との間に位置し主要幹線道路が集中する区域である。その土地利用は主に準工業系の事業所や倉庫などであるが、豊ジャンクション付近等は住居としても利用されている。また、空港付近は多々良川水系の河川や水路が存在する地域であるが、本事業の案によっては地下の掘削を伴うものもあり、河川等の改変工事が想定される。上記の地域特性及び事業特性を踏まえて、詳細なルート・構造の検討を行うとともに、今後の環境影響評価手続きにおいては適切な調査・予測・評価を行うことが重要である。	ルート・構造の検討において、概略計画（ルート）については、複数案の比較評価、市民意見等聴取結果、福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書手続の状況を総合的に判断し、トンネル案を採用した。 今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、都市計画対象道路事業実施区域又はその周囲における地域特性及び事業特性を踏まえて行うとともに、環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価を行う。
2 個別的事項	
(1) 大気質及び騒音・振動について	
事業実施想定区域周辺の一部には住宅地が存在しており、案2について住宅地とトンネル出入口との位置関係によっては大気質及び騒音の影響が懸念される。また、事業実施想定区域周辺は地盤が軟らかいというデータがあり、案1～案3全ての案について自動車の走行等による振動の影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、生活環境に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、生活環境（大気質、騒音、振動）に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。
(2) 地下水及び廃棄物について	
事業実施想定区域周辺は地盤が比較的軟らかく地下水位が高いという地域であり、案2については構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響も想定される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、これらの影響に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。

表 7-2-1(2) 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 生物(魚類・植物)について	
事業実施想定区域周辺には、既存文献によると小河川でニッポンバラタナゴやメダカが確認されており、また、最近の調査では、福岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている水生植物のコガマが確認されている。案1～案3全ての案について、吉塚新川の改変等が想定され河川の改変等によりこれら貴重種の生息・生育環境に影響が及ぶ可能性がある。詳細なルート・構造の検討にあたっては、これらの生物の生息・生育状況の実態把握のための調査を実施し生息・生育環境に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、既存文献等により確認されているニッポンバラタナゴ、メダカ等の貴重種の生息・生育環境に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。
(4) 景観について	
事業実施想定区域の周辺は高層建築物が存在せず見晴らしが良い地域であり、新たに高架道路が建設されることによる景観への影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、景観への影響に配慮するとともに、検討した具体案の内容によっては方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、新たに高架道路が建設されることによる景観への影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。